北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、剣淵町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行う北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業において、予算の範囲内において剣淵町が交付する移住支援金について、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領（以下、道実施要領という。）及び他の法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付金額）

第２条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。

（対象者要件）

第３条　移住支援金の対象となる申請者は、次項の要件を満たし、かつ第３項又は第４項の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第５項の要件を満たす者とする。

２　移住等に関する要件は、次の各号に該当することとする。

（１）　移住元に関する要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア　住民票を移す直前に、連続して５年以上、東京 23 区に在住していたこと。

イ　住民票を移す直前に、連続して５年以上、東京圏のうちの条件不利地域　（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す３か月前の時点において、連続して５年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区に通勤していたこと（連続して５年以上通勤していた東京 23 区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京 23 区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

（２）　移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア　平成 31 年４月１日以降に転入したこと。

イ　移住支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

ウ　剣淵町に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

（３）　その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ　その他北海道又は剣淵町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

３　就職に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

（１）　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（２）　就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
（３）　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
（４）　週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。
（５）　移住支援金の対象となる求人への応募日が、第２号に係るマッチングサイトに掲載された日以降であること。
（６）　当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
（７）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

４　起業に関する要件は、１年以内に北海道が道実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていることとする。

５　世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。
（１）　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
（２）　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
（３）　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和元年４月１日以降に転入したこと。
（４）　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後３か月以上１年以内であること。
（５）　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）
第４条　移住支援金の申請者は、申請書（別記第１号様式）、移住先の就業先の就業証明書（別記第２号様式）及び本人確認書類に加え、第３条第２項の要件を満たし、かつ同条第３項又は第４項の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第５項の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）
第５条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（別記第３号様式）により、当該申請者に通知する。
２　審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）
第６条　交付決定を行った申請者に対しては、申請から３か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第７条　申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（別記第４号様式）（以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第８条　町長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書［再交付］（別記第５号様式）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第９条　北海道及び剣淵町は、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第 10 条　町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び剣淵町が認めた場合はこの限りではない。

（１）　全額の返還は次の事項のいずれかに該当した場合とする。

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　移住支援金の申請日から３年未満に移住支援金を受給した剣淵町から転出した場合

ウ　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ　第３条第４項に係る交付決定を取り消された場合

（２）　半額の返還は、移住支援金の申請日から３年以上５年以内に移住支援金を受給した剣淵町から転出した場合とする。

（雑則）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と剣淵町が協議して定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。